

# 加入金・手数料等早見表

令和7年4月1日現在

## 1. 加入金

(単位：円)

口 径	金 額
2 0 mm以下	77,000
2 5 mm	182,600
3 0 mm	421,300
4 0 mm	792,000
5 0 mm	1,375,000
6 5 mm(集約管のみ)	2,750,000
7 5 mm	3,960,000
1 0 0 mm	8,195,000
1 2 5 mm (集約管のみ)	14,652,000
1 5 0 mm	23,496,000
2 0 0 mm	50,820,000

(金額は消費税10%込み。)

加入金については、給水方式により算定が異なります。

\* 直結方式の場合は、メーター口径

\* 貯水槽方式の場合は、集約管口径

※ 消費税について

\* 加入金は課税

\* 手数料は非課税

★集約管とは圧送方式の場合は、受水槽のポンプからの圧送管(給水管)の最大口径をいう。  
高置水槽方式の場合は、高置水槽からの下りの給水管の最大口径をいう。

## 2. 手数料

(1) 設計審査手数料

(単位：円)

種 別	金 額		
	電子申請	窓口申請	
専用給水装置、給水枝管又は口径30mm以上の給水主管がある場合は審査1回につき	口径2 5 mm以下	4,100	4,800
	” 3 0 ~ 5 0 mm	12,400	13,500
	” 7 5 ~ 1 0 0 mm	21,200	23,600
	” 1 5 0 mm以上	36,500	38,900

(2) 工事検査手数料

●装置検査手数料

(単位：円)

種 別	金 額		
	電子申請	窓口申請	
専用給水装置、給水枝管又は口径30mm以上の給水主管がある場合は検査1回につき	口径2 5 mm以下	6,300	10,800
	” 3 0 ~ 5 0 mm	10,600	10,900
	” 7 5 ~ 1 0 0 mm	11,100	11,500
	” 1 5 0 mm以上	13,800	14,100

●分岐工事検査手数料

(単位：円)

種 別	金 額		
	電子申請	窓口申請	
立会を要する専用給水装置、給水枝管及び給水主管工事の分岐個所ごとの検査1回につき	口径2 5 mm以下	9,300	14,100
	” 3 0 ~ 5 0 mm	17,900	19,500
	” 7 5 ~ 1 0 0 mm	20,600	22,200
	” 1 5 0 mm以上	51,100	52,700

●工事用給水検査手数料

(単位：円)

種 別	金 額		
	電子申請	窓口申請	
専用給水装置ごとの工事用給水の検査1回につき	口径1 3 mm以上	3,900	4,000